

令和6年度 運営指導の指摘事項等について

広島県医療介護基盤課

令和5年度運営指導実施結果について

(参考) 令和5年度運営指導実施結果

	合計
対象事業所数	1,757
運営指導を実施した事業所数	386
改善報告を求めた事業所数	170
過誤調整を指示した事業所数	16

※ 広島県内の事業所、施設に対する運営指導
の実施数等を掲載(広島市、呉市、福山市は除く)

令和6年度運営指導の指摘事項について（1）

【運営基準】

○口腔衛生の管理（介護老人福祉施設）

（指摘の対象となった具体的事例）

各入所者の状況に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うべきところ、口腔衛生に係る計画が作成されていなかった。

（指摘事項）

歯科医師又は歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）との連携等により、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理に関する計画を作成すること。

具体的には、以下の手順により計画的に行う。

- （1） 当該施設において、歯科医師等が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行う。
- （2） 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者ごとに施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施する。
- （3） （1）の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて見直すこと。
- （4） 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は（3）の計画に関する技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

令和6年度運営指導の指摘事項について（2）

【介護報酬関係】

○高齢者虐待防止未実施減算（全サービス共通、主に訪問介護）

（指摘の対象となった具体的事例）

高齢者虐待防止措置（委員会の設置、指針の整備、研修の定期的な実施及び担当者を置くこと）がなされていない。

（指摘事項）

速やかに改善計画を提出するとともに、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。また、改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算すること。

※（参考） 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A Vol. 1 問170

（問）居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模の事業所では、実質的に従業者が1名だけということがありうる。このような場合でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

（回答）虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他社・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。

例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催に当たっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

研修の定期的実施に当たっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催が考えられる。

なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従業者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。

また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の作成、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例（※）を参考にされたい。

（※） 社会福祉法人東北福祉会認知症研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備・令和3年度基準省令改正に伴う態勢整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月

令和6年度運営指導の指摘事項について (3)

【介護報酬関係】

○業務継続計画未策定減算（通所介護）

（指摘の対象となった具体的事例）

感染症の業務継続計画が策定されていない。また、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を策定していない。

（指摘事項）

速やかに業務継続計画を策定すること。また、業務継続計画未策定減算が適用されるので、令和6年4月に遡って減算すること。

※ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等については、令和7年4月から当該減算が適用されるので、令和7年3月末までに、業務継続計画を策定すること。

○夜勤職員配置加算（介護老人保健施設）

（指摘の対象となった具体的事例）

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数について、一般棟と認知症棟を合算して判定していた。具体的には、一般棟の利用者の平均が58人、認知症棟の利用者の平均が19.5人の場合は、一般棟に3名、認知症棟に1名の夜勤の職員を配置すべきところ、一般棟に2人、認知症棟に2人配置していた。

（指摘事項）

一般棟に配置すべき職員数と認知症棟に配置すべき夜勤の職員（介護職員又は看護職員）数について、それぞれの前年度の利用者の平均を確認の上、計算すること。